日本消化器内視鏡学会○○支部キャリアサポート委員会　会則

第1章　総則

第1条　本会は日本消化器内視鏡学会○○支部（以下支部という。）キャリアサポート委員会と称する。

第2条　支部キャリアサポート委員会の運営を円滑に行うため事務局を設置する。事務局は支部事務局が兼任する。

第２章　目的及び事業

第3条　より多くの女性医師が消化器内視鏡診療に積極的に参加し、能力を最大限に発揮できるように、支部女性会員の親睦を深め情報交換を図ることを目的とする。

第4条　本会は目的達成のため、主として支部例会時に講演会、研修会などを行う。

第３章　会員

第5条　支部に勤務又は在住する日本消化器内視鏡学会会員のうち、本会の趣旨に賛同する者からなる。

第４章　運営

第6条　支部キャリアサポート委員会の運営にあたり、運営委員会（以下委員会という。）を設置する。委員会は、支部長、委員長　1 名、キャリアサポート委員を含む委員　若干名から構成される。

第7条　委員長は委員会において推薦され、支部長が委嘱する。委員長は支部キャリアサポート委員会の業務を統括する。

第8条　委員は委員会において推薦され、支部長が委嘱する。

第9条　委員は、原則支部会員とする。

第10条　委員が満 66 歳に達した場合は、その後に到来する春の評議員会の終結の時をもって定年とする。

第11条　委員の任期は選出された春の支部評議員会より 2 年とし、再任は妨げない。ただし、原則として 3 期 6 年までとする。

第12条　委員会は委員長が招集し、議長となる。

第13条　委員会は毎年 1 回以上開催の上、次の事項を審議し、活動報告を支部幹事会や支部評議員会及び、日本消化器内視鏡学会キャリアサポート委員会に報告する。

(1) 支部キャリアサポート委員会の運営に関する事項
(2) 支部学術集会、その他の企画に関する事項
(3) 支部女性会員の増員、女性評議員の増員、継続に関する事項
(4) 日本消化器内視鏡学会キャリアサポート委員会が行う事業に関する事項

第５章　会費及び会計

第14条　支部キャリアサポート委員会の経費は支部会からの交付金、及び寄付金等から支払う。

第15条　支部キャリアサポート委員会の会計年度は毎年 3 月 1 日より翌年 2 月末日までとする。

第６章　会則の変更

第16条　本会則の変更は日本消化器内視鏡学会キャリアサポート委員会で行った後、理事会の承認を得る。

附則

1. 本会則は 2022 年 6 月より施行する。
2. この会則の一部変更は 2023 年 9 月 11 日より施行する。
3. この会則を一部改正し、2025 年 1 月 27 日より施行する。
4. この会則を一部改正し、2026 年 9 月 15 日より施行する。